

| | |
|------|---|
| 整理番号 | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験 |
| | <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品 |

記録の保存に関する覚書

新潟市民病院（以下「甲」という）と（治験依頼者）（以下「乙」という）は、西暦 年 月 日付で締結した被験薬「 」の治験の実施に関する受託契約書第8条第2項に基づき、治験に関する記録の保存期間及び費用について定める。

第1条 本治験に関する記録の保存期間は●年/乙から連絡があるまでとする。なお、記録の保存費用は乙が負担するものとし、記録保存年数×10,000円（別途消費税）、未定の場合は300,000円（別途消費税）とする。

第2条 第1条に基づき、保存費用は●円とする。

第3条 甲は、乙に納入通知書を発行し第2条の費用を請求する。乙は、納入通知書に記載された期日までに費用を納入するものとする。

第4条 本覚書に疑義が生じたとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

本覚書締結を証するため本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

(甲) 新潟県新潟市中央区鐘木 463 番地 7
 新潟市民病院
 新潟市病院事業管理者
 院長 院長の氏名 印

(乙) 住所
 依頼者名
 代表者職名 代表者名 印